

第11次笠間市交通安全計画の概要

第11次笠間市交通安全計画を策定しました

交通安全計画は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法に基づき、策定するものです。

警察を始め交通安全協会、交通安全母の会等の関係機関・団体の代表による交通安全対策協議会において検討をし、この度、内容がまとまりました。

今後、令和7年度までに次のとおり、目標を掲げ交通安全対策を講じていきます。

- | | |
|---------|--|
| 1. 策定根拠 | 交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、笠間市交通安全対策協議会(会長:笠間市長)が策定する。 |
| 2. 策定方針 | 県の第11次交通安全計画に基づき、本市の交通安全状況等を踏まえ策定する。 |
| 3. 期間 | 令和3年度～令和7年度(5年間) |

基本方針

◆人命尊重の理念に基づく交通安全意識の普及

◆人優先を基本とした安全な道路交通社会の実現

1. 人に係る安全対策……小中学生の自転車利用の技能と知識習得
高齢者までの段階にあわせた交通安全教育
2. 交通機関に係る安全対策……事業所の安全運転管理
3. 交通環境に係る安全対策……人優先の交通環境の整備

目標

◆年間の交通事故死者数を令和7年度までに「0」を目指します

◆年間の交通事故発生件数を令和7年度までに「200件以下」を目指します

今後の道路交通安全を考える視点(計画の基本的な考え方)

視点1 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

- 人優先の考えの下、歩行者の安全確保を図る対策を推進する
- 自転車の全年齢層ヘルメット着用を推奨する
- 自転車の点検整備と損害賠償責任保険等への加入促進を推進する

視点2 交通安全教育の充実

- 交通安全教育指導員を中心に小中学生の教育の充実を図る
- 幼児から高齢者に至るまで段階的な交通安全教育の充実を図る

視点3 関係機関、交通ボランティア等との連携の充実

- 関係機関等との連携の強化を図る
- 活動の支援策の充実を図る



1. 道路交通環境の整備

- ①人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - 通学路における交通安全の確保 ⇒ 学校，警察，道路管理者等が連携して危険個所の改善を図る
 - 歩行空間のユニバーサルデザイン化 ⇒ 高齢者や障がい者を含めた全ての人が安全で安心して利用できる歩行空間の整備推進
- ②交通安全施設等整備事業の推進 ⇒ 道路交通実態に応じ，関係機関等が連携し，ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する

2. 交通安全思想の普及徹底

- ①段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 小学生に対する交通安全教育 ⇒ 交通ルール指導，自転車の乗り方，自転車事故加害者の責任
 - 中学生に対する交通安全教育 ⇒ 交通マナー，自転車等の危険性の指導，事故加害者の責任
 - 高齢者に対する交通安全教育 ⇒ 参加・体験・実践型の教育，反射材用品の活用普及
- ②効果的な交通安全教育の推進 ⇒ 交通安全教育指導員による交通安全教育活動の推進
- ③交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 交通安全運動の推進 ⇒ 団体等が連携した組織的・継続的な展開
 - 横断歩行者の安全確保 ⇒ 車両は歩行者優先，歩行者は横断歩道を渡る等の教育
 - 自転車の安全利用の推進 ⇒ 笠間市自転車活用推進計画による安全教育等の取組み
 - シートベルト着用の徹底 ⇒ 全座席でのシートベルト着用の徹底
 - 反射材用品の普及促進 ⇒ 歩行者（特に高齢者）への着用促進，自転車側面への取り付け
 - 効果的な広報の実施 ⇒ 市報・インターネット等の活用，キャンペーン，戸別訪問
 - 飲酒運転根絶の推進 ⇒ 事業所の取組み，ハンドルキーパ〇運動の普及啓発，根絶キャンペーン
- ④交通ボランティア等の活動支援 ⇒ 資料の提供，リーダーの育成，活動活性化支援
- ⑤市民参加・協働の推進 ⇒ 市民参加型の交通安全教室，関係機関と交通ボランティア等の協働

3. 安全運転の確保等

- ①高齢運転者対策の充実 ⇒ 交通安全教室の充実，運転免許自主返納制度の支援と周知
- ②シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 ⇒ 着用効果と着用方法を周知し，着用の徹底化
- ③安全運転管理の推進 ⇒ 安全運転管理者等の資質・安全意識の向上，車載機器の普及促進・活用策の充実

4. 道路交通秩序の維持

- ⇒ 自転車無灯火・二人乗り・信号無視等違反行為をさせない環境づくり

5. 緊急・救助活動の充実

- ⇒ 緊急・救助体制の強化，応急手当の普及

6. 被害者支援の推進

- ⇒ いばらき被害者支援センターと協力した支援体制

7. 災害時の緊急措置

- ⇒ 停電しても消えない信号機の普及を要望